#### 和歌山市監查委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、和 歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項 の規定により別添のとおり公表する。

令和3年8月26日

和歌山市	監査委員	森	田	昌	伸
同	上	柳	野	純	夫
同	上	Щ	本	宏	_
同	F	#:	F	杳	樹

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和3年8月26日

和歌山市監査委員

和 行 経 第 3 3 号 令和 3 年 8 月 1 0 日 (2021年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のと おり通知します。

〔監査テーマ〕水道事業(工業用水道事業を含む)に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

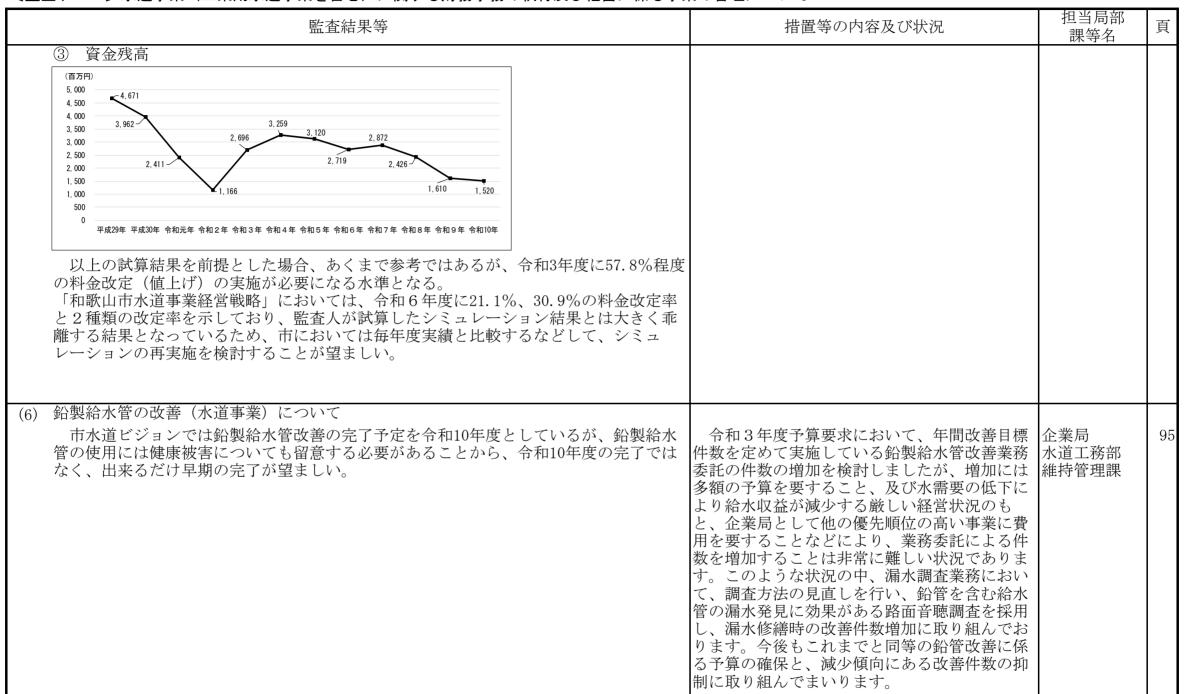
監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
したうえで、水道ビジョンや経営戦略において将来収支を明らかにし、市民や利害関係者への理解を求めていく必要がある。 特に今後増加することが予測されている取替・更新投資に対応していくには、その 財源となる収入を確保していくことが重要であるが、地方公営企業の主な収入は一般		企業局 経営管理部 経理課	42
営企業会計や水道事業及び工業用水道事業の経営に関する知識が企業局に定着しにくい。一方で、企業局は地方公営企業法を全部適用しており、企業局職員として独自の人事採用が可能である。したがって、組織への知識の定着、経営の高度化のために企業局独自の人事採用や組織体制の整備について検討することが望まれる。また、一定規模以上の民間企業では会計専門家等と顧問契約を締結することが一般的で、他の地方公営企業でも会計や税務に関するアドバイザリー契約を締結している企業は少なくない。企業局においても高度化した地方公営企業会計や消費税法等に対応するため、専門家の活用を検討すべきである。	令和3年度より、経営の高度化や組織力の向上、経営基盤の強化等に取り組むため、企業局に所属経験があり、財務経験豊富な職員を再任用し、経営基盤強化専門員として配置しました。 また、アドバイザリー契約については、公益社団法人日本水道協会が水道事業経営アドッカを含ませます。 また、アドバイザリー契約については、公益社団法人日本水道協会が水道事業経営アドカの大方と対しています。 今後も、高度化していくなど、他のの地方公営企業を参考にしながら、必要に応じて専門家の活用等を考えていきます。		42

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
表及び損益計算書等に大きな影響を与える可能性がある。 固定資産管理の一つとして現物確認という方法がある。現物確認とは、定期的に現物を確認して、その実在性はもちろん、管理状況や使用状況を検証する方法である。市では、管理課が固定資産の管理を担当しているとして、決算を担当する経理課では定期的な現物確認を実施していない。固定資産の破損や除却等があった場合には管理課から連絡があるとのことではあるが、経理課の管理する固定資産台帳と管理課の管理する工事台帳等とのズレを防ぐには経理課から管理課の管理状況を確かめる手続も必要である。よって、経理課による定期的な現物確認の規定を作成し、規定に即して現物確認を実施し、固定資産台帳と現物の整合性を定期的にチェックするべきである。規定の具体的な内容としては、固定資産の現物確認の実施方法、例えば実施頻度、実施する担当者の所属部署・職位、担当者から責任者への報告方法などを規定することが望ましい。 また、資産種類ごとの管理方法(管理札を貼付できるものとできないもの各々に係る			60
に計上すべきであった貸倒引当金について監査人が試算すると、約7千円を計上すべき と算出された。	工業用水道事業の貸倒引当金について、令和2年度に検討した結果、水道事業と同様に一般債権と破産債権に分けて、貸倒引当金の設定について試算し、令和2年度補正予算で、1万6千円を予算計上し、令和3年3月に不納欠損処理をしています。		68

	監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
	修繕費に関する区分基準について 一般的に、修繕の内容に応じて収益的支出・資本的支出の区分基準を設ける必要があるが、市ではそのような区分基準を設けていない。収益的支出・資本的支出の区分基準を策定して事務処理を行うことにより、会計処理の継続性も保たれることから収益的支出・資本的支出の区分について市での検討方法を文書化し活用することが望ましい。	収益的支出・資本的支出について、当市の実情にそった区分基準を文書化することで現在調整中です。		70
(2)		有収率向上対策の方針として基礎的対策、対処療法的対策、予防的対策により令和10年度に91%を目指します。 ①対症療法的対策 漏水調査の過去の実績から配水管、給水管それぞれの管材質に合った調査方法により漏水の早期発見に努めています。また、平成元年度以前に建設された漏水の疑いがある施設の給水装置について、個別漏水調査を開始しています。 ②予防的措置 管路更新率の向上を図るためには、今以上の事業費が必要となるため、予算及び人員確保のため関係課と協議します。	企業局 水道企務部 水道企動機 推持管理課	90
		イジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。	企業局 経営管理部 経理課	90

〔監査テーマ〕水道事業(工業用水道事業を含む)に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査結果等		措置等の内容及び状況	担当局部   課等名	頁
経営戦略のシミュレーション再検討(水道事業)について 監査人は水需要の見通し、管路更新の早期化、企業債残高の抑促を反映して再度シミュレーションを実施した。 水需要の見通しについては1人当りの水道使用量の減少につい率を反映した料金収入の試算を行っている。 管路更新については、「和歌山市水道事業経営戦略」では管路となっているが、中核市との比較や有収率の早期改善を考慮して1.00%程度を目標とし、管路更新費用に相当する「配水管整備事業年間の2倍に設定し、年間19億円程度の追加投資と概算している。これに伴い、企業債残高の増加も見込まれるが、資金残高についてととし、令和10年度末の残高を439億円程度に抑えることとしたこれらを踏まえ、監査人が実施したシミュレーション結果は次である。なお、資金残高については令和2年度に11.6億円と、一15億円を下回るものの、概ね15億円超の資金を確保できる水準と10 料金収入  「第万円) 11.000 9.000 9.000 8.000 6.7000 6.766 6.535 6.000 6.7000 6.766 6.635	て、5年間の平均減少 更新率0.50%程度の予定、管路更新率を2倍の き費」を経営戦略期間10 。 いて15億円を確保する こ。 に示すグラフのとおり 時的に保有すべき残高	水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直し	企業局	
4,000       平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 令和9年 令和10年         ② 経常損益       (百万円)         4,000       3,523         3,000       2,791         2,000       2,560         2,000       2,567         1,000       752         500       1,000         500       1,000         752       2,000         1,000       752         平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 令和9年 令和10年				



監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
(1) 定期的な水道料金の見直し体制の整備について 市の水道事業は、昭和後半に整備された施設や管路の老朽化が始まっており、今後持続的な水道事業運営のために、益々施設や管路の更新需要が増加していくことが見込まれる。 一方で水道料金収入は毎年度減少し、最後に水道料金の改定を行った平成10年度と比較すると平成29年度の水道料金収入は約22億円(△24.5%)の減少となっており、今後も人口減少等に伴う有収水量の減少により、現行の料金体系を前提とすれば水道料金収入の減少は続いていくと考えられる。 このような厳しい経営環境において、これまで水道事業の黒字経営が確保されてきたのは、組織の効率化や人員の適正化に取組み、職員数を平成10年度(326名)から平成29年度(144名)にかけて5割以上削減してきたことなどの経営努力のためである。しかしながら、市も水道事業の経営戦略における職員数目標を計画最終年度(令和10年度末)で141名と現状と同程度に設定しているように、今後もさらなる人員削減を進めていくことは困難であると思われる。したがつて今後、将来にわたり安全な水の安定的な供給を実現するためには、業務の効率化等による費用削減の経営努力を続けるとともに、水道料金を適正な水準に設定することが必要不可欠であるが、市においては水道料金を水準及び体系の適正化について定期的に検討するための十分な体制が整備されているとはいえない。厚生労働省の第12回水道事業の維持・向上に関する専門委員会で提示された「水道の基盤を強化するための基本的な方針(案)」でも、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を強にした上で水道料金を設定することが望まれている。市においても将来の更新需要等を考慮した上で、3年から5年ごとに定期的に水道料金水準及び体系の適正化を検討するにあたっては、議会や住民の納得性を高めるため事業管理者から諮問し、答申を得るといった形態での外部審議会等を設置し、検討を実施することが望まれる。	今後は、料金改定に向けての、企業局内の組織体制の構築及び外部審議会等の設置を含めて		115
産維持費を平成30年度末償却資産帳簿価額の3%(水道料金算定要領における標準割合)と仮定し、総括原価の算定及びあるべき料金水準の試算を行った結果は次のとおりである。	イジングなど「投資の合理化」を進めつつ、ま	企業局 経営管理部 経理課	116

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
監査結果等  あるべき料金水準の試算(資産維持費率 3 %)    ***********************************	措置等の内容及び状況		貝
ション再検討(水道事業)について」に記載したとおりである。 今後更新投資費用の増大が見込まれる状況で、料金水準の見直しを先延ばしにすれば、結果的に将来必要となる料金水準がより一層高まる可能性がある。 そのため、更新投資費用に必要な財源を確保し持続可能な水道事業運営を行うため、 市の水道事業としての更新計画(アセットマネジメント)の見直しや企業債残高及び資金残高水準の目標設定なども勘案したうえで、あるべき水道料金水準について早急に検討することが望まれる。			
(3) 基本料金収入と従量料金収入割合の見直しについて 現行の料金体系では基本料金収入で回収すべき固定的な費用を基本料金収入で回収できていない状態である。将来にわたり安定的に水道料金収入を確保し持続可能な経営を実現するとともに、将来需要の見込みや大口利用者の動向といった地域の実情も踏まえたうえで、公平性の観点から基本料金と従量料金の収入割合を見直すことが望まれる。		企業局 経営管理部 経理課	116

	監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
(4)	口径別基本料金の見直しについて 現行の口径別基本料金は大口径利用者が負担すべき固定的費用を小口径利用者が負担していることを示しており、一方で、市では従量料金の逓増制が採用されることにより、結果的に大口径も含む利用者の料金負担のバランスを図っている側面もある。しかしながら、例えば地下水を主に利用し、水道はバックアップとしてほとんど利用しないような大口径利用者については料金負担が軽くなる恐れがある。 以上を踏まえ、利用者間の水道料金負担の公平性を確保するため、従量料金の逓増度の設定や大口径利用者の動向も勘案し、口径別基本料金の設定を見直すことが望まれる。	水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。	企業局 経営管理部 経理課	117
(5)	逓増度の見直しについて 逓増性について当初の役割を一定終えていると考えられることから、従量料金の逓増度の緩和を検討することが望まれる。また、安定的に料金収入を確保し、持続可能な水道事業経営を実現する観点からも逓増度の緩和を検討することが望まれる。	水需要に見合った水道施設や管路のダウンサイジングなど「投資の合理化」を進めつつ、また将来世代への過度な負担を残さないためにも、料金改定実施時期には、料金体系の見直しを含めて、時代に応じた料金体系を検討していきます。	企業局 経営管理部 経理課	118
(6)	工業用水道料金制度の統一について 市の工業用水道料金は河西工業用水において使用水量を抑制する趣旨から責任消費水量制が設定されており、現在においても(1)任意消費水量制及び(2)責任消費水量制の2区分が設定されている。 しかしながら、施設利用率が68.40%(平成29年度)と低くなっている現状においては使用水量を抑制する当初の役割は一定終えていると考えられる。また河東工業用水と河西工業用水を結ぶ相互連絡管の整備も完了している現状においては、同じ浄水場から河東工業用水エリア及び河西工業用水エリアの利用者に対して給水が行われることも考えられ、両エリアで異なる料金制度とされていることの合理的な理由は見当たらない。 両エリア利用者の料金負担の公平性の観点から、河東工業用水及び河西工業用水の料金制度を統一することが望まれる。	工業用水道事業体は、事業の開始にあたり、ユニ ボーとの契約水量を前提に施設規模を決定多くの 用水道施設を建設していき料金を回収する責任水量 業体は、契約水量に基づきが、毎年は、使用水 土間を採用したが、二部料金制を採用を採用を をはましたが増えてきました。 本者間をとします。 をおります。とに重点をおいた野性の をおります。とに考慮するのため、 を関型とします。 をおります。そのに、 をおります。とに考慮するのため、 を関したのは、 をおります。とに変調が生じる が出ていての負担の考えがというたの が出ていての負担を基本にである。 が出ていての負担を が出ていての負担を がというたのとの をのよります。 がは消費でで、 がのようにで、 がのようにで、 がのようにで、 がのようにで、 がのようにで、 をはいての をはいる をはいての をはいての をはいての をはいての をはいての をはいての をはいての をはいての をはいる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をないる をな	経営管理部 経理課	119

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
(7) 工業用水道料金水準の見直しについて 市の工業用水道事業における料金水準はあるべき料金水準と比較して値上げが必要となる水準である。一方で、河西工業用水道の利用水量の大部分を占める利用者において、利用水量が責任水量を大幅に下回っているため、料金水準が料金表における料金単価と比較し高くなっているのが現状である。 この現状に鑑みると、更新投資費用に必要な財源を確保し持続可能な工業用水道事業運営を行うために、料金制度の統一を図るとともに、料金表における料金単価をあるべき料金水準に見直すことについても検討することが望まれる。	水施設の更新工事以降の計画を令和3年度から	企業局 経営管理部 経理課	119